

寄宿舎での内服薬自己管理のきまり（生徒用）

令和7年10月改訂

1 寄宿舎での内服薬自己管理について注意事項

- ・服薬は自己責任で行ってください。職員による確認は行いません。
- ・飲み忘れなどないよう注意しましょう。
- ・万が一飲み忘れた場合に備えて、薬を飲み忘れたときの対処方法について事前に保護者と話し合いましょう。
- ・薬の受け渡しは禁止です。絶対に行わないでください。自分に処方された薬を他人に渡すことは命に関わる危険があります。管理に気をつけましょう。
- ・薬の内容に変更があったときは、「薬報告書」「薬情報提供書」を速やかに提出してください。
- ・同室の生徒が薬をさわるなど問題がある場合は、すぐに舍室担当または職員に知らせましょう。

2 舎室（自分の部屋）への薬の最大持ち込み数について

- ・安全のため最大持ち込み数は1週間分とします。予備薬3日分は帰省ファイルに入れてください。
- ・週の初めに、最大持ち込み数が適正であるかを舍室担当に自ら確認依頼をしてください。
- ・担当が不在の場合は他の職員に依頼してください。
- ・最大持ち込み数を守れない、または舍室担当への確認を忘れることが続く場合は、自己管理での対応ができなくなります。

3 薬の服薬場所について

- ・各棟ブロックの宿直室に職員に断ってから入室し、自分で流し台から水をコップに汲み、椅子に座って服薬を行ってください。

4 薬の保管方法や場所について

・保管場所は舎室とし、管理方法は家庭の方法を手本にして、保護者と相談して決めてください。

・**昼の薬**は毎朝忘れずに学校へ持参してください。

5 飲み終えた薬のごみについて

・飲み終えた薬の袋等は「服薬確認」として、家庭に持ち帰ってください。

・寄宿舎のごみ箱には捨てないでください。

6 薬について

・内服薬は毎週末家庭に持ち帰り、保護者に確認してもらいましょう。

・**薬**を舎室に置いたまま帰省しないでください。